

税務署からのお知らせ

令和3年10月1日（金）から税務署窓口での納税は

9時～16時

までにご利用いたします

金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付を行うことができる

「キャッシュレス納付」が便利ですので、この機会にぜひご利用ください

国税の納付手続については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)「国税の納付手続」をご覧ください

安全・便利・非対面

キャッシュレス納付のご案内

個人事業者の方

法人の方

申告所得税

消費税及び地方
消費税(個人)

源泉所得税

法人税

消費税及び地方
消費税(法人)

振替納税
(口座振替)



【利用可能税目】

申告所得税
消費税及び地方消費税(個人)

【納付方法】

振替日に預貯金口座から自動的に引落し

【開始手続】

振替依頼書の提出
※オンラインによる提出も可能

【オススメな方】

毎年確定申告を提出する
個人事業者

ダイレクト納付



【利用可能税目】

電子申告が可能な税目(源泉所得税、法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税など)

【納付方法】

即時又は指定した期日に電子納税を行う

【開始手続】

e-Taxの開始届出書及びダイレクト納付利用届出書の提出
✓ 電子証明書は不要 ✓ ネットバンク契約不要
✓ 複数の金融機関口座を利用可能

【オススメな方】

毎月源泉所得税を納税している方
毎月消費税の中間納付をしている方
など、納付機会の多い方